

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する
支援の在り方に関する検討会 第2回 資料

DV被害を受けた女性や

子どもたちに必要な支援

ーステップハウスの運営や自立支援事業にかかわってー



2019.3.12

NPO法人 DV防止ながさき
中田 慶子

DV防止ながさきの活動について

- ・2002年：DV防止法施行後、民間の敷居の低い相談窓口の必要性や、啓発活動の必要性を感じ、婦人相談員、心理士、会社員、等有志で団体設立
- ・2003年：一定期間の研修の後、被害当事者の電話や面接の相談開始、啓発講座の開催
- ・2004年：交際時期からの暴力の多さに着目、若い世代へのデートDV予防啓発活動を開始、冊子なども作成。現在、年間90校、約2万人の若い世代へ実施し効果を実感している。）
- ・2011年：長崎県との協働開始（委託事業等）
 - ①県の一時的保護所を出た被害女性の自立支援事業
 - ②ステップハウスの運営委託
 - ③DV予防教育、母子への心理教育 など

- ・2015年：一時保護所の子どものための冊子「私の青いノート」を、スイスのシェルターのものを参考に作成
- ・2016年：被害者支援の立場から、加害者プログラム実施の団体設立に協力、勉強会を開始
- ・2018年：加害者プログラムの実施に協力

経済的基盤

団体の自主的な活動(電話相談、支援)と委託事業を組み合わせながら、臨機応変に各種啓発活動の実施や、母子並行プログラムの実施、居場所づくり、イベント開催、研修開催、など必要な活動を行っている。

資金は、毎年、各種補助金への応募、個人・団体からの寄付金、事務所の提供などの協力により活動を維持している。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)より

・配偶者間の暴力の被害経験	夫→妻	妻→夫
身体暴力	19.8%	(14.5%)
精神的暴力	16.8%	(10.0%)
経済的圧迫	10.0%	(2.9%)
性的暴力	9.7%	(1.5%)
被害を受けた人のうち命の危険を感じた者	15.0%	(3.1%)

・被害があっても別れなかった理由(女性)

「子どもがいるから 66.8%」

ひとり親にたくない	53.5%
これ以上不安や心配をさせたくない	40.9%
養育して生活していく自信が無い	40.2%

「経済的理由 48.9%」

・子どもがいる被害者のうち

子どもへも暴力があったとしたもの 21.4%

DVについての「誤解」「神話」に
被害者自身が取り込まれ追い詰められている
(以下は代表的な神話の例)

- 1 ストレスや飲酒が暴力の「原因」だ
- 2 暴力をふるう人は「病気」なので治療が必要
- 3 被害者の努力で暴力は減らせる
- 4 暴力が酷ければ逃げるはず、逃げないので大丈夫
- 5 謝罪されたら許して、加害者の反省を受け入れるべき
- 6 暴力をふるう父親でも、子どもには父親は必要
- 7 女性が安全に別れられたら、それで問題は解決する

DV被害者の背景とその後の生活の差

①支援が得にくく、回復に時間を要するケース

虐待・DV家庭で育つ等、実家・親戚、友人との関係が薄い、病気、障害などがある等、生きづらさを抱えている

→家族関係が良くない → 早く家を出たい

→若年での結婚・同居・出産・多子(学歴、職歴の不足)

→暴力被害に遭うが支援が得にくい、DVの自覚がない

→社会資源の情報が得にくい

→被害の深刻化・長期化 (→子どもの虐待も)

→暴力の激化で避難、一時保護

→別居・離婚等で母子の生活へ

→暴力の影響下での生活困難、支援につながりにくい

→育児・親子関係困難(実態把握困難)虐待の可能性

→十分なケアの機会が無ければ、子どもの成長後、DV・虐待の再演

2019.3.12 の可能性も (被害者にも加害者にもなりうる)

②支援が得やすく回復がしやすいケース

実家や相談できる人間関係がある、就労経験や経済力等

→暴力被害に遭う → 早期に被害の自覚をする

→支援情報を得て相談、実家や一時保護所へ避難 等

→別居・離婚で母子生活へ

→就労支援・生活支援を効果的に受ける

→困難を感じた時に支援につながりやすい

→回復、安定が早い（結果として母子のダメージも少ない）

①と②とでは、支援の内容・支援期間に大きな差がある。支援を始めてみないと背景が見えないことが多い。支援後の結果として①と②の差がわかってくる。

①の場合は、暴力を受け始めた当初や、避難後の支援のありかたによって、その後の母子の生活のありかたが大きく変わる。それは子どもの世代まで関わる。そのために、初期からの丁寧な、継続的な(切れ目のない)、中長期的支援の仕組みが必要。

【目的】

●売春防止法(昭和31年制定)に基づき、売春を行う恐れのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ること、及びDV防止法(平成13年度制定)に基づき配偶者からの暴力被害女性の保護を図る。

【現状】

- 県における婦人相談件数は平成14年度から増加傾向にあり、DV相談件数が全体に占める割合も年々増加。
- 相談件数は、平成26年度2,509件、平成27年度2,829件、平成28年度3,003件、平成29年度3,201件

【本県の取り組み】

●DV対策における「長崎モデル」の推進

※「長崎モデル」とは、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策。

1. 相談から自立までの切れ目のない支援

相談・保護の体制

【長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける相談業務等】

- 心理的ケアが必要な被害者へのカウンセリング等による支援
- 一時保護、婦人保護施設での自立支援
- 配偶者暴力相談支援センターでのDV被害相談、関係機関との連絡会議開催

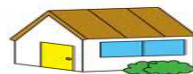
H29年度
相談件数:3,201件



ステップハウス等を活用した自立支援

【ステップハウス運営事業】
(NPO『DV防止ながさき』に委託)

- 一時保護所退所後、心身の回復を図るまで生活するステップハウスの運営(委託)
- 入居者の同行支援、家事育児支援等



【DV被害者自立支援事業】
(NPO『DV防止ながさき』に委託)

- 市町・裁判所・ハローワーク等への同行支援
- 家庭訪問による生活訓練・家事育児支援



自立

一時保護所退所後、
1年以内での自立を
目指す



地域における支援

- ・市町の福祉サービス
- ・NPO・ボランティアによる被害者や子どもの居場所づくりによる支援
- ・自助グループ活動

2. DVを未然に防ぐための啓発とDV被害者の心理ケア

○中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施

○DV家庭で育った子どもへの心理ケア

長崎県からNPOへの委託事業

【ステップハウス運営事業】

- ・一時保護所退所後、心身の回復を図るまで生活するステップハウスの運営
最長1年入居可能。その他に目的外公営住宅入居者への支援も行っている。
- ・建物管理、入居者の相談、同行、託児等の育児支援等 H23年事業開始

【DV被害者自立支援事業】

- ・市町諸手続き・裁判所・ハローワーク・通院等への同行、
- ・家庭訪問による生活の支援・家事育児支援
- ・被害を受けた女性の居場所づくり、母子対象のいろいろなイベント開催等
- ・DV家庭で育った子どもへの心理ケア(母子同時並行心理教育の実施)
H23年事業開始

【予防教育・DV防止啓発事業】(長崎県委託での実施分)

- ・中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうためDV予防教育を実施。指導者養成研修も。
H23年事業開始 H29年度実績 県委託分 27校 5926人に実施。

ステップハウス支援の有効性 (どこの地域にも必要な事業)

- 独立したアパート生活でプライバシーが守られ、通勤、通学が可能。かつ常駐スタッフが同じ建物にすることで、生活の様子や子どもの様子の把握がしやすく、体調の変化等、問題に早めに気づいて支援することが出来る。
- これまで孤立無援で、相談や支援を受けることに慣れていない女性が、ステップハウスに最長1年間滞在し、他者を信頼し、相談し手伝ってもらう、という経験を重ねて、様々な煩雑な手続きや、離婚へのプロセスを進めることが出来る。(手続きの煩雑さで途中であきらめてしまい、使える制度も活用できないなどのデメリットを避けることができる)。
- 暴力環境から離れても、見知らぬ土地、慣れない学校への転校等で、不安の大きい子どもが、母親以外の大人と信頼関係を持ち、相談できる安心な大人がいることを実感できることは、今後の生活に大きな安心感を与える。
- 朝夕、子どもたちとも顔を合わせる機会が持ちやすく、不登校、暴力など子どもの問題にも気づきやすく、介入しやすい。学習支援、託児なども、必要に応じて臨機応変に対応できる。
- 課題: 夜間、土日はスタッフが置けない。安全確保のため、入居者に一定の制限がある。(WiFiは制限、友人、親戚などの訪問はダメ、など)

自立支援事業の有効性（支援が必要な期間は個人差が大きい）

- 困った時にすぐに連絡できる支援担当者がある安心感。
（支援者とは専用携帯でつながり、夜間土日でも連絡・相談可能）。
- 常時支援できるわけではないが、一時保護所滞在中からアパート探しや諸手続きに同行したり、生活を始めてからも、学校や役所の手続き、通院、弁護士事務所、裁判所等への同行をすることで、知らない地域での生活のスタートに安心感を持つことが出来る。
- 同じ経験をしたものどうしが安心して集まれる居場所の開設、レクリエーションの提供等。
- 自立支援事業の課題：
 - ①本人の求めに応じて支援員が関わるため、関わり方には限界がある。
手続きの遅れ、ひきこもり、トラブル等への迅速な対応が困難
 - ②子どもと顔を合わすチャンスが少ないため、子どもの状況を把握しにくい
→ いろいろなイベントを企画して母子での参加を誘うように工夫

事業の課題

- 「ここがなかったら、どうやって生きてこれたかわからない」という「ステップハウス卒業生」たちの言葉に励まされながらの8年間。
- 中長期の支援は、法制度にはない県の単独事業であり、NPOとは、1年単位の委託契約になるため、次年度の事業が継続できるかどうかは毎年の予算査定次第。H23年度から奇跡的に継続できているのは、担当課の熱意と努力によるもの。国としての支援を切望している現状。
- 常駐スタッフの人件費の算定根拠が低く、雇用が1年契約になるため専門職の人材確保は困難。経験を積み専門性が高まっても、継続性が保証できない悩み。ボランティア精神で事業を継続するのは限界がある。仕事として若い世代に担ってほしいが、経済的自立ができる仕事として位置付ける必要。
- 児童養護施設、母子支援施設、自立支援ホーム、精神のグループホーム等と違って、これまでの法の枠組みのどこにも含まれない対象であるため、配偶者暴力防止法や児童福祉法を超えた枠組みが必要と思う。

暴力環境にいる子ども

不安

いつ暴力がおきるのか、常にハラハラ、びくびくする

葛藤

両親の間に挟まれ、どちらにも味方できない
苦しみ

自責

自分や母親が受ける暴力は自分のせいだ、きょうだいや母親を助けられない など

子どもの毎日



愛情と暴力の区別がつかない。

混乱

家で起きていることは誰にも言えない

秘密・孤立

誰も私の気持ちをわかってくれない

母親や周囲が守ってくれない

不信

子どもの心身への影響

- 行動への影響

他人や自分への暴力、落ち着きがない、発達の遅れ(発達障害との混同)、退行、過剰適応、依存、不登校→学力不足(→不登校・ひきこもり)

- 感情への影響

自責感、無力感、孤立感、自尊心の低下、怒り、希死念慮
精神科でケアの必要な子どもも多い

- 価値観への影響

暴力の正当化、ジェンダー観、女性蔑視 →次世代のDVの可能性

- 母子、きょうだい関係の悪化 など

暴力にさらされた年齢、期間、サポートの有無、等々で、影響の大きさや、その影響が続く期間は、個人差が大きい。暴力の連鎖も必ず起きるわけではないが、ケアが無ければ連鎖が起きてても不思議はない。

暴力を経験した子どもに必要なこと

- ・ 聞いたり見たりした暴力は、話してもいいことを伝える
- ・ 子どものせいで、暴力があったのではないことを伝える
- ・ 暴力行為は悪いことだと教えるが、加害者を否定しない
- ・ 子どもが加害者に対して抱いているさまざまな感情を受け入れる
- ・ 対等な人間関係、男女の関係のモデルを示し、尊重して扱われる経験を重ねる
- ・ 怒りの感情を含むさまざまな感情を尊重する
- ・ 怒りを暴力以外で表現する方法を知る など

これらのことを学ぶために、母子が一緒に通ってきて、別々にグループ活動に参加する「母子並行心理教育プログラム」の実施は効果的だが、働く母親と学齡児が継続的に毎週通ってくることは、実際には大変である。場所やスタッフの確保なども課題であるが、できるだけ多く機会を作っている。

今後の必要な施策：

1 被害者の支援

- ・加害者から逃げるのではなく、本来は、住み慣れた地域で安心して生活し、働き、通学を継続していくための支援であるべき。被害者側が生活の場を自由に選べない現状はおかしい。(加害者は何の不自由もなく生活を継続している)。
- ・身体暴力のみが保護命令の対象で、精神的、経済的、性的暴力は対象外のため、保護命令を申請できない限界。実際には暴力は複合している。
- ・短期的な緊急の一時保護の後、特に母子の場合、DV支援のノウハウを持っているスタッフが常駐する住居(ステップハウス)での中長期的支援は、再出発のためにとっても有効。本人のみでなく、子どもの持つ安心感は大きい。新しい土地で暮らす場合に、地域で孤立せず、安心して暮らせるようになるまでの継続したかかわりが必要。特に、同行支援、訪問支援、子どもの支援など重要。現状の配暴センターではアウトリーチの支援はできない。

2 子どもの支援 （野田市の事件を二度と繰り返さない）

- ・DV家庭の子供については、加害者から離れた後も、「被虐待児」という位置づけのもとに、地域の各機関で情報共有して、安全の確保、長期的な見守り、具体的なケアが必要。しかし、DVについての知識が学校や地域で不足しており、保育園、教育関係者への研修が不可欠。
- ・DV被害を経験した母子は、暴力環境から離れた後も、長期間、暴力の影響下であり、安定した母子関係、きょうだい関係が作りにくい場合がある。DV被害の影響を、問題行動ととらえて「指導」の対象としたり、母親の疲弊を「育児能力欠如」と見る傾向は強い。
母子双方へのケアにより安定した関係構築のための支援を長期的に行う必要があるが、児童相談所や、配暴センターの現状では、限界がある。母子支援施設等の職員のDVについての理解も少ない。

3 DV予防教育

- 暴力による精神的、身体的ダメージが深刻になる前に、DVについての知識を持ち、将来のDVカップルをなくすことは、10代の妊娠、児童虐待、貧困、暴力の連鎖を止めるための有効な手段である。
- DV予防教育は、義務教育の中に位置づけられておらず、自治体によって取り組みに大きな差がある。長崎県及び県内自治体の取り組みでは、中学生の1割以上がDV予防教育を受講できており、高校生でも3年間のうちに1度は受講するようにと、平成25年3月の県教育長発言があり積極的に進められている。中学・高校生のデートDVが増加し、深刻な事件も起きている現状からみて、積極的な導入が必要である。
- 2018年夏、「デートDV防止全国ネットワーク」が設立され、活動を始めている。

4 加害者対策

- ・現行の配偶者暴力防止法の中に、加害者対策が含まれていない。
- ・加害者への訴追、処罰も不十分で「被害者が逃げるだけのDV対策」に終わっているのは理不尽。
- ・DVを行ったり、保護命令を発令された加害者に対して、暴力を再発させないためのプログラムの受講を義務付けるしくみが必要である。現状では、実施機関が大変少なく、早急な対策が必要。
- ・ただし、DV被害者支援のための加害者プログラムであることが前提。

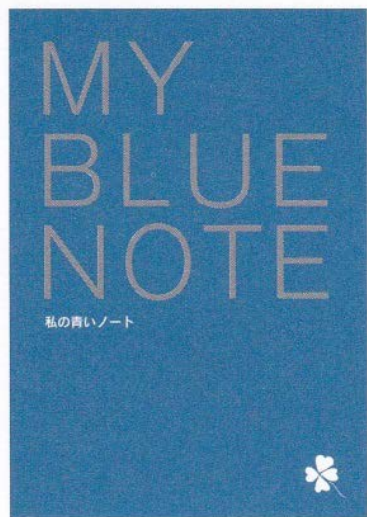
まとめ

- 民間シェルターの多くが一時保護委託の「出来高払い」制度や、公的シェルターの「補完的役割」(公的シェルターが満床だったり、公的シェルターに不向きなケースだけ委託する)という状況で、経済的安定にほど遠い現状を解消する必要がある。家賃補助や人件費の手当が一定程度できるための制度設計が必要。
- これまで各地域の民間団体によって試行錯誤的に取り組まれてきた、ステップハウスなどの中長期的支援や地域での自立支援など、切れ目のない支援を、必須の施策として実施する。
- 「被害者支援」「子どもへの支援」「予防教育」「加害者対策」を地域の中に位置づけ、女性相談部門、警察や児童相談所、教育委員会、学校、民間団体が連携していく。
- 欧州評議会「女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約(2011イスタンブール条約)」の批准に向けて国内法の整備をしていくことで、被害者支援のありかた、シェルターの役割、支援の基本的なありかたが変わっていくものと考える。
- SDGsの5番目の目標は「ジェンダー平等を実現しよう」となっている。女性と子どもが暴力の被害を受けることなく、力を発揮していくことのできる社会でありたい。

参考：DVで家を離れてきた子どものためのテキスト 「私の青いノート」 キッズ用とティーン用の2種



キッズ用 A4 変形版 24 ページ



ティーン用 A5 版 24 ページ

スイスのシェルター
で作成されたものを
参考にDV防止なが
さきで作成